

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

議場内の皆様、おはようございます。4 番妹川です。

一般質問通告書に基づいて進めていきたいと思えます。

要旨というところで、平成 22 年度特別養護老人ホーム 50 床枠に関して「M 事業者による建設予定地の地番はどこか」と NPO 法人ニューオンブズマンが芦屋町情報公開条例に基づいて公開を求めたが、町は黒塗りにして非開示にしております。

そのため、NPO 法人ニューオンブズマンは不服申し立てを行いました。町の回答は同じく黒塗り。そこで、NPO 法人オンブズマンは平成 25 年 6 月、福岡地裁に訴えていましたが、本年 3 月 19 日に公開を命じる全面勝訴の判決が下りました。つまり町の全面敗訴です。しかし、町は福岡高裁に控訴しています。その点について、質問をしていきます。

①町が黒塗りにして、非開示にしなければならない理由は何ですか、ということでもう行きたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、情報を非開示とした根拠を説明いたします。

芦屋町情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号に「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することによって、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが、明らかであると認められるもの。」とあります。

開示請求のあった情報、具体的には、特別養護老人ホームの整備予定地の地番については、NPO 法人ニューオンブズマンによって、24 年 1 月 28 日に情報公開請求がありました。この情報公開請求に対しては、24 年 1 月 25 日付で町は非公開の決定を下しました。

このことにより、NPO 法人ニューオンブズマンは、芦屋町情報公開条例第 11 条に基づく異議申し立てを 25 年 1 月 25 日付けで町へ行ったため、町ではこの異議申し立てに対し、同条例第 12 条に基づいて、第三者機関である芦屋町情報公開審査会へ審査を求めました。

芦屋町情報公開審査会では、審査を行った結果、25 年 3 月 15 日付けで結論が出され非開示が妥当と判断されました。

芦屋町情報公開審査会が非開示とした理由は、「一般に、競争状態にあつて自己が不首尾に終

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

わったという事実は、それが公開競争でない限り、他に知られたくないと考えるのは自然です。本件の場合には、高齢者福祉施設の整備という特定の分野の新規事業計画であり、その新規事業計画が他の事業者の計画に劣後したという事実は、当該事業者にとって不名誉であるだけでなく、当該事業者の事業の将来につき、利用者に不安を与える恐れがあると考えられる。」としました。

このように、芦屋町情報公開審査会では、整備予定地の地番の公開が、事業者の不利益を与えることが明らかであるとし、芦屋町情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当すると判断したため、非開示としたものです。

また、福岡県でも、不採択となった事業者の事業者名や整備予定地の地番、住所、計画内容等は非公開としていることなどが理由です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、るるですね、まあ簡潔に説明していただきたいんですけども、そういう、その事業者の不利益に繋がるとか、私も、いろいろな意味で、情報公開請求したことがあります、以前にですね。そうしますと、社会的信用や名誉が傷付けられるというようなことで、非開示になる場合があるんですけど、たかが地番ですよ。そのM事業者が建設予定地区の田屋地区の、そのどこで建設予定地区ですかという地番を教えて欲しいという請求に対して、なぜ非開示にしなければならないのか。もうそれは今お答えになりましたからよございしますが、じゃあその非開示にする決定は誰がするのですか。

それと、情報公開審査会というのは、どういうメンバーがおられるんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

情報公開審査会は、町のほうで委嘱しております。弁護士とかあとはそういった法律に詳しい方、大学の教授とか、あとは住民の方を交えて、一応現在は 7 名で構成しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その事業者のですね、その保護とか社会的信用とかおっしゃいますけどもね。現に 24 年度は田屋地区を建設予定地にして、事業者がおられますね。また同じく柏原地区を建設予定地とした事

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

業者の 2 者は、協議事項や留意事項に基づき、総会を開催しているんですよ。それから、25 年度もしかり。三軒屋地区を建設予定地としていた事業者も総会を開催し、地番と場所すら知られているわけですよ。広く。

じゃあその 3 者とも不受理になったり、また落選したり最終的には 25 年度は不採択になりましたね。でも、当該事業者の社会的信用や名誉が傷つけられていますか。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その件については私どもが判断する立場ではないと考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

総会が開かれていないから、地番がわからないんです。でも、役場のほうは総会が開かれていると。そういう会議事録もあるということですから、その点についてはまた説明お願いしたいのですが、②ですね、田屋地区の説明会議事録は存在するのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22 年度の事業計画の申請において、事業者は建設地域での住民説明会議事録を提出しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

提出はしているということですね。では、前回は質問いたしましたが、その提出しているいわゆる会議録はある、総会が開いているということであれば、平成 22 年の何月何日に提出しているようになっていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、何月何日に提出ということで、日付は覚えておりませんが、22 年のいわゆる事業

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

所の提出期限内、この中で同時に提出されています。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、一方的にですね、そのM事業者、田屋地区で建設予定地のM事業者が提出しているということでもいいんですが、じゃあ総会が開かれているとするならば、その当時の区長や組長さんに平成 22 年の 6 月の締切日の前に総会が開かれているというふうにM事業者から提出されているけど、本当に総会を開きましたか。というふうなことを確認しましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

以前の答弁にも述べさせていただいたんですけども、これは県に確認した事項なんですけれども、町が受理しますというときに一つ一つ事実確認をするんですかということは、県のほうに確認させてもらっています。そこまでは必要ないですよ。いわゆる書類審査をそっちのほうでやってください、書類の確認をしてくださいということですので、書類の確認に留まったと思われる。当時はですね。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、今年の 3 月にそのような質問をいたしまして、それについて確認したかどうかは、私は述べることはありませんと。その当時の課長が藤崎課長ですからね。それで、その辺についてはよく検討してくださいと。もしここで、課長に質問できるものなら、課長、実際に確認されたかどうかということを質問していいものであるならば、質問したいし、今年の 3 月からこの 6 月に至るまでに、このようなM事業者からそういう会議録があるということですが、実際にその当時にさいましたか。というようなことが、私の質問からしてですよ、確認するべきだと思うんですが、その辺はされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の質問の意味をもう一度確認させていただきたいんですけども。あの会議が開催されたかという先ほどと同じ質問といういことで理解していいんですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その当時はですね、平成 22 年の 6 月に会議録が出されたでしょうけれど、県に問い合わせして、それは書類の受理だけで結構なんだというような言い方をされましたが、私の 3 月議会の質問からですね、今日に至るまでにその M 事業者からの会議録が提出されているという一方的な判断であなたはそう言っているけれど、3 月議会から 6 月議会、きょうの間までにですね、その当時の区長さんに、ないしは組長さんに確認をされましたか。いわゆるこのような会議録が出ているんだけど、その当時総会を開きましたかということを確認にいかれましたかと聞いている。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

区長、組長さんには確認に行っていない。その必要がないと考えるからです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

非常に不可解です。その町の姿勢が、そういうことを私のほうから問われているんですから、本来ならば、そういう会議録が出ているということであれば、その当時、22 年度は行かなかったとしても、今問題にしてるわけですから、それについては当然、一方的な考え、一方的に出たものではなくて、それをやはり確認する必要があるんじゃないんですかと問うておりますが、それについて答えてもらえませんので、次に行きます。

③ですね、隣接地権者の同意書は全て存在するのか。ということについて、お答え願います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22 年度の事業計画の申請において、事業者は隣接地権者全員分ではなく一部の同意書が欠けていたものの、隣接地権者の同意書を提出しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

県の留意事項、協議事項や注意事項、町の注意事項によれば、隣接地権者の同意は同意書は必要であると。そういうふうになっているけれども、全てではないけれど同意書はあると。じゃあ全部ではないということを町自らが認めたことになりましたが、そういうようなことによろしいんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、あの妹川議員一点言われましたけれども、町の要項にもあるということでございましたけれども、この 22 年度当時につきましては、町は要項をつくっておりませんので、町の要項にはございません。

それから 22 年度の公募は、今言いましたように、芦屋町独自の公募要項は作成しておりません。福岡県の整備方針に基づいて事業者の選定を行っています。また、当時の状況も確認しましたが、芦屋町では 2 年度のまつかぜ荘以来の特別養護老人ホームの整備であること、それから、福岡県の整備方針に基づく書類を作成する必要があることから、事前に、事業者に対し、福岡県と調整を行って協議書を提出するよう指導していました。

申請事業者は、必要な書類、それから書類の作成について福岡県と調整をしたうえで芦屋町へ提出され、芦屋町としては、福岡県と事業者間で調整済みの協議書について受け付け、必要な書類が揃っており受理したものです。

その後、芦屋町から福岡県保健福祉環境事務所に町の意見書を添付して協議書を提出し、福岡県による書類のチェック、ヒアリングも受けましたが、何ら問題などは指摘されませんでした。その後も、福岡県の書類の不備に関する指摘や問い合わせもありませんでした。

なお、福岡県の 22 年度高齢者福祉施設等の整備方針における協議に当たっての留意事項において……

○議員 4 番 妹川 征男君

議長。私は……いいですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

これ、③だけ質問しているんですから、長々と言わなくて結構ですよ。

議長いいですか。私、いいですかね、議長。

○議長 横尾 武志君

何。いや、最後まで言わなわからんですよ。

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議員 4 番 妹川 征男君

いや、そういう説明はしなくていいです。私が質問しているのは③でいいんですよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

いや、そやからね、県は県と打ち合わせて受理したんで、芦屋町はそのなんというか、いらんということを書いよるわけやろ。

（「いや、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

もう終わったの。

○福祉課長 吉永 博幸君

あの、議長よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

妹川議員の二つ目の質問に答えているつもりです、最初の質問につきましては、最初、答弁終わりましたので、今は二つ目の質問に対して、

（「③ですね」の声あり）

○福祉課長 吉永 博幸君

なお、福岡県の 2 2 年度高齢者福祉施設等の整備方針における協議に当たっての留意事項において、福岡県は、「協議に必要な書類の添付がない場合は、協議を受け付けないので十分注意すること。」とあります。福岡県は、芦屋町から提出された協議書を受理したうえで審査し、不採択と決定したことは、その前提となる必要な書類の添付など手続き上の問題はなかったと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私が質問したかったのは、町がですね、全てではないが、隣接地権者の同意書は全てではないが、ということですから、それで全ての隣接地権者の同意が必要じゃなかったんですかと聞いているわけですね。そのときにあなたがおっしゃったのは、芦屋町には留意事項、協議事項は作成していませんので、だからそれについてはうんぬんと長々と話をされましたけど、じゃあ県はどうなっていますか。県はこう書いてあるじゃないですか。建設予定地の地権者の隣接地の地権

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

者、道路や水路等を隔てた土地の地権者を含む及び水利権者の同意書並びに建設予定地の関係区民の住民に対する説明の議事録があること。建設予定地の隣接地の地権者、これが必要であると書いてあるじゃないですか。それをなんでごまかしたような答弁をされるんですか。どうですか。これは全ての隣接地権者の同意書がいるんですよ。それを、あなたは、全てではないがどうして自ら自分の留意事項、県の留意事項を違反していることを認めていることになりませんか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほど福祉課長が言ったとおりでございます。事前に福岡県とよく調整をしてくれという話を事業者としております。その中で出てきた書類でございます。福岡県もこういうふうに言っております。協議に必要な書類の添付がない場合は、福岡県としては協議を受け付けられないので十分注意すること。こういうふうに書いてあります整備要項の中に。にもかかわらず、福岡県は受け付けております。受理しております。そして審査をしております。結果不採択ということになりましたが、そういうことで福祉課長は答弁した。このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その件についてはまた町長に質問出しますので。

なぜ、控訴したのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、隣接地権者などへの妨害行為によって、事業者に不利益が生じることが明らかたためです。整備予定地の地番を公開することによって隣接地権者が特定でき、妨害行為が行われる恐れがあるのですが、第一審では、妨害行為をする蓋然性は証拠上認めるに足りないとされました。

しかし、町が情報公開請求のあった整備予定地の地番の非公開を決定した 24 年 12 月 5 日の少し前、25 年度整備事業の受付期限としていた 24 年の 11 月 9 日頃ですが、隣接地権者への妨害工作が行われていた事実があります。これは、一度同意をした隣接地権者に同意を撤回させることを、組織的に巧妙に行っている非常に悪質な事件です。また、この妨害行為を行った仲間が、別の方の所にも行き、特別養護老人ホームの建設に反対するよう働きかけたり、また、ある人は、電話で建設に反対するよう執拗に迫ったことも確認ができています。これ以外にも、妨害

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

行為が行われた証拠を裁判所へ提出しています。

今回の裁判の前提となった芦屋町情報公開審査会への異議申し立てに及んだ開示請求は、24年11月28日に行われています。

隣接地権者などに対する妨害行為があることを考えると、事業者はできるだけ地番を特定する情報を伏せようとするはずであり、当該事業者は現に地番を公開していませんし、公開することも望んでいません。

そもそも、被控訴人の情報公開請求は、最初はどこに施設を設置するかであったので、町は、設置予定地の位置図は公開しています。しかし、被控訴人は、建設位置は承知したが、設置予定地の地番を明らかにしたいため、同じ案件で新たな情報公開請求を行ったものです。これが裁判の始まりです。

このように、土地の地番情報を公開することで、先ほど述べたような妨害行為の恐れがあり、事業者の不利益に結び付くことが、この当時の状況から明らかであることが控訴理由のひとつです。

次に、第一審が、設置予定地の情報の性質を誤って判断していることです。第一審では、設置予定地の情報の性質について、第三者が調査することによっておのずと明らかになる性質の情報と認定し、判決を導き出しています。しかしながら、それは前述のとおり事業者は地番を公開しておらず、事実と違うことは明らかです。

このことは、22年度の設置予定地の地番がわかってないからこそ、被控訴人は、この情報開示請求を行っていることが証明しています。

また、第一審では、積極的に公開するかどうかはともかく、いずれ公開されることが予定されている性質の情報に当たると判断していますが、法務省本省情報公開審査基準では、公にすることが予定されている情報とは、将来的に公にする予定のもとに保有されている情報と定義され、第一審の判断とは誤りと言わざるを得ません。

このように妨害行為が行われることが予見され、このことにより事業者は不利益を被ることは明らかであり、さらに情報の性質についても認定が誤っており、第一審の判決を不服として控訴したものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

裁判を、行政訴訟をされて、そして、今のような事由で公金を、税金を使って控訴するような内容ですか。もともとですね、このM事業者は総会をあなたは開いていると、そういう会議録は

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

あるというようにおっしゃってますけど、田屋区民は誰も知らないんですよ。どこで建設予定地 M 社はやろうとしたのかわからないんですよ。なんせ総会を開いていないんですよ。だから、そういうことであるなら、元の区長さんのところにどうなんですか。元の組長さん 3 名いらっしゃいますけど、聞いてみたらどうですかと。そうすれば、その会議録があると言うのは捏造文書になるのではないかと、わたしは前回言ったんですね。偽造ではないかと。そういうことは思われますよ、考えられますよ。確認をしてくださいよ。裁判所でもこれ、言われると思いますよ。こんな文書が出ているけれど、その当人の元区長や組長さんの確認をとりましたかと言われると思いますよ。私はそれを危惧します。

それで、このような事態になったことについてですね、その町の説明責任はどうなっているのかなと。例えば、先日ですか、昨日の行政報告においてもるですね報告されましたが、この N P O から行政訴訟を受けたこと、全面敗訴したこと、また高裁に控訴したことなどが報告されていみせんでしたが、これについては報告をしないでよかったのでしょうか。町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今控訴中でございますのでですね、特段、公開、行政報告する必要はないと私は思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ポートピア勝山の件については、芦屋だより、広報あしやについてはですね、ポートピア勝山からですね、行政訴訟ですか、地主の方からそういう行政訴訟等行われていますとですね、簡単ではありましたが、説明責任を果たされていると思いますが、ぜひ広報あしやにですね今までの経緯、なぜ行政訴訟をされたのか、なぜ全面敗訴したのか、それについて税金を使って控訴しておりますという程度のもものは広報あしやに出すべきだと思いますがいかがですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

まだ裁判中ということですよ。私どもはこの第一審の判決を不服として控訴したということで、終わっておりません。継続中です。従って、広報にまあそういう内容のもので、広報する必要はないとそういうふう考えた次第です。

以上です。

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ 5 番目に行きますが、24 年度、25 年度、26 年度の芦屋町顧問弁護士費用予算は確か 60 万円と思いますが、それに加えてですね、特別養護老人ホームに関する事象の支出金額は各々いくらか。そして総合計金額はいくらかお答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

特別養護老人ホームに関するものに関りお答えいたします。24 年度につきましては、高齢者福祉施設創設協議及び介護福祉施設協議等の取り消し及び義務付請求事件に対する弁護士委託料が 36 万 150 円。業務妨害行為差し止め請求事件に対する弁護士委託料が 10 万 5,000 円。25 年度については、高齢者福祉施設創設協議及び介護福祉施設協議等の取り消し及び義務付請求事件に対する弁護士報酬が 83 万 930 円。文書非開示処分取り消し等請求事件に対する弁護士委託料が 36 万 150 円。文書非開示処分取り消し等請求控訴事件に対する弁護士委託料が 18 万 75 円でございます。総合計金額は、183 万 6,305 円でございます。

なお、26 年度につきましては、現時点では支出がございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

年度当初の予算は 60 万円ということよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

顧問弁護士として契約しておりますので、それは年間 60 万円でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私はですね、芦屋町が留意事項を遵守し、適切な行政指導を行っておればですね、このような裁判沙汰にならなかったはずなんですね。私はそう思うんですよ。まあ税金の無駄遣いでもある

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

し、また入所待機者に対する背信行為ではなかったのかと。いうふうなことを考えます。例えばですね、もう今お話しましたように、22年度の場合は田屋地区の総会議事録の確認。そして隣接地権者の同意書の確認を怠ったこと、それを県がとにかく処理を受けて、それを県で確認すればいいというふうに言われますけど、やっぱりそういう提出された場合にちゃんと確認をすべきではなかったかと。

また25年度の場合は、建設予定地周辺の隣接地主から同意がとれず、つまり反対されている方がおられるも、三人いらっしやいましたから、建設予定地の地主が分筆し、町はそのなりすまし同意書を提出したものを確認もせず受理したこと。また耕作者の同意書が必要であるにもかかわらず、受理したかどうかはわかりませんが、そういう不適切な書類と知りながら受理したのではないか。しかも隣接地権者の同意書の地番の間違いをチェックもせず、事務上のミスであったと平然と悪びれもせずですね、回答するなど。隣接地権者の尊厳を侵害するこのこういう姿勢は断じて許せない、許されないと思うんですよ。どうですか。

それですね、次に行きますけれど。25年度特別養護老人ホームの公募手続きについて、25年度、80床の枠に関して三軒屋区を予定地としていた事業者から、隣接地における耕作者の同意書は、町は受理していたのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

土地利用者の同意書につきましては、提出していただく必要がないために受理しておりません。

その理由について説明します。25年度の整備において福岡県が示した整備方針では、土地利用者の同意書は求めていません。しかしながら、町の協議要項において土地利用者の同意書を別に求めたのは、福岡県の整備方針を補完する目的としました。

これは、登記簿で確認された隣接地権者に同意書を取得することと同じ考え方です。この隣接地権者の土地に地上権等が登記簿に設定されておれば、第三者に強く権利を主張できます。このことから、登記簿で確認できる権利をもつ土地利用者の同意書を求めたものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

こんな留意事項をですね、町の留意事項、今県の留意事項を補完したものであるということですが、そういう書類を公募、ホームページにも掲載しておきながらですね、そんなにころころ変えていいんですか。この24年度、25年度については隣接地権者の範囲は道路や水路等を隔

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

てた地権者も含むこと。また、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が同意しない場合は、両方の同意を得てください。わざわざ書いてるじゃありませんか。そして、分からないときは、不明な点は福祉課へご確認ください。と、こういうのがホームページで出ているわけですよ。それを県から言われたからこれは必要ありません。それはどうしてこうなったんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町の協議要項を作成するのは、町の裁量で決定します。ただ、26年度につきましては、また記載してないんですけども、県として必要ないですよ、提出していただく必要ないですよということでしたので、26年度から削除したということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ええ、確かに全員協議会で、平成26年度については、そういう耕作者の同意は要らないというようなことを説明されまして、ホームページにもそう載っていましたね。じゃあ24年度、25年度については、芦屋町は補完という意味かも分かりませんが、耕作者の同意書は必要であるということは明記されておりましたですね。どうですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

25年度のみ明記です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

24年度はなかったんですか。24年度。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24年度整備分につきましては、ございません。

○議長 横尾 武志君

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

なぜ 25 年だけそのように耕作者の同意書が必要であると掲載されたのですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは福岡県と調整しながら、県の意見を参考に町として協議要項に載せたものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今の土地の耕作者っていう話がありましたが、正式に私どもが要項に出したのは土地利用者ということですよ。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ最終的に必要ないと判断されたので、耕作者いわゆる土地の利用者ですね。隣接地権者の土地の所有者とその土地を利用している利用者。まあ私は耕作者というように。それは、もう受理していないんですね。結局。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

提出していただく必要がないため、受理しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういうことであるならね、前回の 3 月議会で裁判中だ、係争中であるからお答えできませんとかね、そういう私、議員、ないしは議会をその軽視する発言は止めて頂きたいんですよ。そんなことが分かっておればですね。

はい、じゃあ次に行きます。

②町長のいう町の事務委託とは、どういうことをいうのですかということで、質問をするわけですが、この 1 2 月、3 月議会ですね、3 月議会にこのようなことを言われました。

3 月議会ですね、これ 1 2 ページお持ちかわかりませんが、このような 2 2 年度の方なんですけれど、こういう会議録も提出されているとか、私は捏造文書ではないかとかそういうふうに思われるとか、それから、そういう全員の隣接地権者の同意ではないが、とかですねそういうような形で、なぜこのような不適切な書類を受理したのですかという質問に対して、また加えて、2 2 年の 6 月 2 9 日にまた町長が意見書が提出されて、その M 事業者を推薦されました。

ということで、町長はですね、とにかく県は提出してください。書類は提出してくださいと。あとは県が判断します。審査しますと。書類はある程度あればいいですよ。あとは県が審査をして、県が決めるんですよというふうですね、何かこう無責任といいたいでしょうか。そういうように感じたものですから、この意図をですね、お聞きしたいんです。

というのがですね、こういうふうになってますね。これも関連しますが、平成 2 2 年度の 4 月 2 1 日に福岡県保健医療介護部長は各市町村に平成 2 2 年度高齢者福祉等の整備について通知の中に、3 番目はですね、施設の整備を計画している者と。これ、M 事業者ですね、十分な協議を行い資金計画用地確保の見通し、役員構成等について適切に審査すること。そして、1 番目には施設の建設に対する地元住民の意見等をよく踏まえてと、こういうようなことが書かれてあるなかで、町長はですね、とにかく出してください。ある程度書類があればいいですよ。なぜこのような答弁をなされたのかなというふうに思いますので。答弁をお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

たまたま私も今おっしゃられた議事録を持っていますので、ちょっと私のほうから、ちょっと変わったこと言われましたので、正確に読ませていただきます。「2 5 年度はふたつありましたよね。そして芦屋町の選定委員会で一者が選ばれました。その一者を県に出したらその業者も不採択になりましたということで、ええ何が言いたいかと言うと、県はとにかく出してください。と。出しました。そして県が審査して不採択。そのことをその中身をいろいろ精査されているようですが」これが正確な議事録ですよ。出してほしいというのが、もう何度も私、妹川議員に話していますよね。これは県が決定権を持っておると。

先ほど福祉課長からもずっと話してありますよね。2 2 年度の状況。町は結局、何を事業者に言うかということ、まず、県に行っているいろいろ相談行ってくださいと。情報は県からもらってくださいと。そして、その書類は福祉課長も言ったように、県とこう相談するんですね。チェックしたり、なんたり。そして、その県の結局、町が預かる。預かったら、もうこれも私も何度も言いました。

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

担当にはわからないことがあったら、すぐ県に連絡しなさい。法律的なことは弁護士に相談しなさい。それをもって結局、県がチェックが終わって、県とのヒアリングも終わって、それを県に出しました。

先ほど副町長が言いましたように、県は書類の不備があれば受け付けませんよ。でも全部受け付けてるんですよ。いろんな事をいろいろこう言われましたけど、その中で審査をしたということやから、とにかく、今、妹川議員の質問で、とにかく出しなさい、出しなさいと言うのは、いろいろ聞くわけですよ。こっちが。まあとにかく、わかったから出しなさいと。そういう説明をしたつもりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

わかりました。とにかくこれ、私は 22 年度のこと問うておりました。今 24 年、25 年ではありません。とにかく県は提出してくださいと。書類は提出してください。あとは県が判断しますと。審査しますと。審査するのは先ほど読み上げたように福岡県の協議事項に基づいて、町は当該事業者と十分に審査をしなさい。こう書いてあるわけですから、それを県に、書類を出して、県が審査をするのではなくて、町が審査をしなくてはならないというふうに考えております。

それで、もうひとつですね、福祉課長にお聞きしたいのですが。

私はですね、こういうふうに質問して、このように回答されていますね。

事実は、協議書が県のほうに提出され、県として協議書が受理されているということだけでございます。これは、どういう意味ですか。なにかしら芦屋町が協議書を受け取っていないような意味合いが取れたんですけど、これはどうなんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

事業者から芦屋町へ協議書が提出され、そしてこの協議書に意見書を付して福岡県に提出したということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、わかりました。であればそういう協議書を町が受理して、受理する前に十分にそういう

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

福岡県の協議事項の審査に基づいて審査した上で、県に出すべきではなかったのかなどそういうふうには考えます。

---

---

---

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

---

---

---

---

---

---

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

---

○議長 横尾 武志君

妹川議員。通告書に全然そういうのはない。 

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

そやから、このアンケートのことを言いたいんでしょう。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、次に行きます。

○議長 横尾 武志君

アンケートのこと言っとるんやから、それを言ってください。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

まあ、そういうことを報告しておきたかったと思います。

では、時間も間近に迫ってきておりますが、住民アンケート結果は住民参画まちづくりの理念に沿って、住民にどう返して、どう生かしているかということについて、質問をしていきます。

今、この住民参画まちづくりという理念に沿ってですね、私は芦屋町の町内を歩いてみますと、「妹川議員、今いろいろなアンケートがとられている。このことについてアンケートの集約結果を全然報告してくれない。また、この 4 番目の老人憩の家利用者のアンケートを出したんだけど、その結果も報告されていない。巡回バス利用状況アンケートについては、今現在アンケートをとられているんだけど、どのようになっていくんでしょうか。」また自治区活性化アンケートについてもですね、ある区長さんから説明もありました。そういう意味で私は町民の皆さん方が、やはり誠意をこめてアンケートを答えた中において、その行政の皆さんが、どのようにそれを理念に従って活かし、そして住民にどう返しているのか。そういう点についてですね、①巡回バス利用状況アンケートについてお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、巡回バスのアンケートに、利用状況のアンケートについて回答させていただきます。

平成 24 年 3 月に策定いたしました「芦屋町地域公共交通確保維持計画」では、町民の日常生活を支える地域公共交通サービスを持続的に提供していくために、町民の日常生活移動に即した効率的・効果的な地域公共交通を町民・事業者・行政が力を合わせて創り、守り、育てるということにしております。この基本方針に基づいて、芦屋タウンバスを山鹿地区に延伸したり、一部ルートを見直して緑ヶ丘地区へ乗り入れたり、JR 遠賀川駅での JR との乗継利便性を向上するようなダイヤ改正等を行っております。

今回の巡回バスのアンケートにつきましては、芦屋町の公共交通機関である巡回バスの利用実

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

体というものをより把握して、より効率的な運行を目的として実施しております。

今回のアンケートは、巡回バスのルートやダイヤの見直しを行うために、日頃から巡回バスを利用している方並びに、多くの巡回バスの利用者が利用されている憩の家、この憩の家は巡回バス利用対象者と同じ、まあ60歳以上ということになっておりますので、憩の家を利用される方にも今回のアンケート調査の対象としております。期間は26年の4月28日から5月15日までの18日間で実施しております。

現在、アンケート調査については、集計中でございます。結果については、アンケートにご協力頂きました、巡回バス並びに憩の家利用者の方に対して、まあ報告会というような形で実施し、巡回バスの利用者に対するご意見を共有することで、より効率的な巡回バスの運行に生かしたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。巡回バス利用状況アンケート、まあある説明ありがとうございます。私はこういう住民の意識調査をやることによって、その対象者である方々の願いや思いをですね、聞き入れてそしてその声を分析されたものをまた、その実施したその住宅環境課ですか。そういう方々がそれをどう受け答え、そしてそれを返していくかということで、集約表を配布し、そして懇親会、懇談会、報告会、そういうことをやりながら、よりよいものができていくと思うんですね。私はこの巡回バス利用アンケートについては、姿としてはすばらしいことだと思います。

2番目のですね、自治区活性化事業アンケートについては、もう事前にお話を聞いておりましたけども、こういう自治区アンケートの結果を見て、区長会でそういう集約したものを配布し、そして意見討論会といいましょうか、そういうことをなさったと、また今後やるつもりだというようなことをお聞きしていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今議員が言われましたとおり、自治区30区の区長さんを対象にしてやり、3月の区長会のほうで報告をし、今後検討していくことという形でありますし、区長会を始めとして勉強会等も行っていこうという形で進んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

時間がありませんので、ちょっとはしょっていきます。

次ですね、福祉課のほうにお聞きしたいんですけど、この老人憩の家利用者実態・意向アンケートということですね、最近いただきました。そしてまた、社協にも行きました。そうしますと、平成 25 年の 2 月 20 日から 3 月 10 日にですね、アンケートをとられて、そしてこれくらいの立派なですねアンケートを社協が集約し、しかも分析までされて一覧表ができあがっております。平成 19 年にもですね第 1 回ちょっと内容が、項目が少し違いますがやられています。そして第 2 回は平成 22 年度もすばらしいものができてあるんですけども、こういう問題について、先ほどの巡回バス利用、住宅環境課の方のようにですね、この資料を配布し、まあ 1 カ月ほどまでに私が 2 回福祉課長に言ってなぜこれ配布しないのかということ、強く言いましたところ、1 カ月ほど前にこの第 3 回目ものが、今三つの憩の家に配布されていますが、今後そういう利用者の方々、アンケートを答えた方々等共にひざを交えて報告会をするお気持ちはありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

活用なんですけれども、あの 19 年度、22、25 というように、社会福祉協議会のほうでアンケートを実施していただいたんですけども、この結果が 25 年度アンケート結果に反映されているかなと思うんですけども、あのサービスの向上、それから管理人の対応力の向上、こういったことをずっと、主にサービスの向上ですね。そういったことに対して、改善資料として主に用いました。それで 25 年度は管理人のサービス向上ということで非常に高い評価いただいております。そういう今までは内部活用ということをやっておりましたので、利用者との直接お話というのは今後の課題というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私的なことですが、山鹿風呂にですね、月に 10 日以上行っております。非常に健康によごございますからね。だからここの憩の家のアンケートを見ますと、本当に健康なこと、それからコミュニケーションのこと、健康維持のこと、しかも地元の方が非常に多いということ。その中であってやはり建てかえをした場合には、100 円ならなんとかいいけど、300 円だったらほとんど

どの方が入浴されないとか。いろいろな意見があるわけですが、だから、福祉課とすればこの 40 年近く経った建物を度々修理をされておりますね。だから、大掛かりな修理にするのか、建てかえを目指すのか、まあいろいろと試行錯誤しながら、悩ましい問題だと思いますが、しかしながら、こういうアンケートをとった以上はですね、先ほどの巡回バス利用のようにですね、答えた方にはせめてですね、そういう集計の説明、報告はやっていただきたいというふうに思います。そういうことを私は、入浴利用者の方から強く求められておりますので検討していただきたいと思います。

それで、私が思うにはですね、このアンケートは何のためにするのかと。町民意識調査は、最終的な意思決定までには 6 段階のプロセス、こういうものがあると思うんですね。まずは、問題と調査目的の明確化に始まり、そして調査計画の作成し情報の収集、情報の分析、そして調査の結果の提出、そして意思決定とこういう流れがあると思います。ただ漠然ととればいいということではないんですね。まあそういう意味では今後ですね、まだ私がアンケートを知ったのは 4 点だけですけど、まだほかにあるかもわかりません。

今後、そういうようなアンケートを取られるときには、そういう気持ちでとっていただきたいなということと、私、お願いがあるんですが、やはりアンケート結果はまず、1 番はですね、アンケート結果は集計表を報告するなど公表し、広く意見を求めること。ましてや、アンケート、回答者の意見交換会を催すこともひとつの方法です。そして、その町民の更なる声を反映した中で、計画と実施をまとめあげていくことが大事だと思います。町民も議会も、そして執行部もですね、住みよい街づくりを進めていこうと言う意味のアンケートだろうと思いますから。そして、私はもうひとつですね、②ですけどね、アンケートの様式を議員に配布して欲しいんです。その議会事務局のポストの中に入れておけばいいわけですから。なぜかといいますと先ほども言いましたように、町を歩くときにですね、こういうアンケートが出てますが、こういうアンケート出しました、議員さんは知ってありますか。いやあ知りませんと。これは恥ずかしいことですよ。そういう意味で配布して欲しいと思います。

そしてまた、町民の声を生かしていくためには、そういう町民の声もあるわけですから、議員の役割は町民の負託を受けた議員のその町民の願いや不満、不満といいたまいますか、声を行政に上げて、その声を十分に議会、執行部の方々はですね、担当課の方はそれを吸収していただきたいと。ぜひですね、上記のことから町民、議員、町とが互いに情報を共有し、よりよい政策の実行ができるのではないかとこのように考えております。いかがでしょう、町長の見解を問います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

平成 26 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

まあ時間があまりなかったんでしょう。1、2、3 アンケートをざっと言われましたが、いろいろなアンケートを取るわけですよ。たくさんあるわけですよ。それで、その中で、アンケートをとられた方を呼んでですね、いわゆる懇談会というのは物理的には無理ではないかなと思っております。しかし、案件によってはですね、案件によると思います。

この老人憩の家というのは今、施政方針にも私は述べております。老朽化により、建てかえをしなければならない。しかし、それについていろいろなご意見もあるであろうと。町民の声では1カ所に集約したらどうかという声。従来どおり近くにあったほうが良いから、小学校区に一つずつ欲しいというような、いろいろなご意見ございます。まあそれはですね、決してあのほごにしておるのではなく、担当課がそのアンケートを集約して、その会議等やるやっております。まあ今言われたように、行政はいろいろなアンケートをとっておりますので、ひとつひとつその説明会なり懇談会するというのはちょっと物理的には無理かと思えます。

以上でございます。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあこれで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

---

---

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

○議員 4 番 妹川 征男君

---

○議長 横尾 武志君

---

---

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。